

健康福祉部指定管理者（候補者）選定委員会における「総合保健センター」の選定結果について

● 選定の方法

- 1 申請団体から提出された事業計画書等により、選定基準に沿って設定した審査項目ごとに各委員が評価（評点付け）を行った。
（評 点）
5 点：特に優れている
4 点：優れている
3 点：やや優れている
2 点：やや劣っている
1 点：劣っている
- 2 全委員の評点の平均を算出し、選定基準のウエイトをもとに１００点換算した。
（申請団体の評点については、下記の「評点表」を参照）
- 3 2をもとに委員間で総合的観点から議論・検討し、指定管理者の候補者を選定した。
（議論・検討の概要については、下記の「総合評価（選定結果）」を参照）

○ 評点表

	1 県民の平等利用の 確保 （適合しなければ失格）	2 施設の設置目的の 効果的達成 （満点：３５点）	3 効率的な管理 （満点：１０点）	4 適正かつ確実な管理 を行う能力 （満点：３５点）	5 その他施設の設置 目的、性質に応じて 定める基準 （満点：１０点）	6 県の重要施策推進に係 る項目 （満点：１０点）	合 計 （満点：１００点）
（公財）秋田県総合保健事業団	適	25.2	7.6	26.0	8.4	7.6	74.8

■ 総合評価（選定結果）

○県民の健康増進に関する取組として、健康診査（人間ドック）のオプション項目に骨密度検査を追加することやドックの受入人数の拡充など、具体的な方針が示されている。

○人間ドック等の業務を円滑に実施するため、必要とされる人員の配置、資質向上のための研修の受講、検査機器等の安全管理や検診の精度管理などの具体的な方針が示されている。

○公益財団法人秋田県総合保健事業団は当該施設を昭和６１年度から良好に管理してきた実績を有している。

◎このことから、公益財団法人秋田県総合保健事業団を指定管理者の候補者として選定することに決定した。